

2025年12月24日

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 宮岡 邦生

1. 事案の概要

- 中国の裁判所が標準必須特許（SEP: Standard Essential Patents）をめぐる紛争において発出した「禁訴令」（当事者間で複数法域で並行して訴訟が行われている場合に、審理の重複防止等を図るために発出される裁判所の命令）の運用が EU 企業による他国での権利行使を不当に制約し、TRIPS 協定上の義務に反するとして EU が WTO 提訴した事案。
- 本件は、機能停止している上級委員会による審理に代えて DSU 25 条に基づく上訴仲裁が行われた 3 件目（多国間暫定上訴仲裁（MPIA）としては 2 件目）のケース。

2. パネル判断（主要論点）

（1）禁訴令は「一般的かつ将来的に適用される規則又は規範」に該当するか

- 中国では SEP をめぐる 5 件の紛争で相次いで禁訴令が発出されているところ、その内容の共通性に加え、当該プラクティスが最高人民法院や全人代によっても是認されていることから見て、「一般的かつ将来的に適用される規則又は規範」に該当し、政策そのものが DS 提訴の対象となる（7.196、7.204、7.206 等）。

（2）TRIPS 協定 1.1 条の解釈

- EU は、TRIPS 協定 1.1 条にいう加盟国が「この協定を実施する（give effect to）」義務には他国の特許権行使を妨げる措置をとらない義務も含まれると主張するが、1.1 条に基づく加盟国の義務は当該加盟国内の実施に限定され、他国の司法手続に影響を与える措置を禁止する義務は含まない（7.222-7.231）。

（3）TRIPS 協定 28.1 条、28.2 条、44.1 条、41.1 条の適用

- TRIPS 協定 28.1 条、28.2 条、44.1 条、41.1 条は、いずれも加盟国の国内における義務を定めるものであって外国での権利行使を阻害してはならない義務を定めるものではないから、禁訴令はこれらの条項に違反するものではない（7.238～7.242、7.245、7.247～7.252、7.260～7.262、7.281～7.309 等）。

（4）個別禁訴令に関する判断の要否

- 禁訴令という「政策」について TRIPS 協定に違反しないと判断した以上、個別の禁訴令の違法性を判断する必要はない（7.325～7.339）。

（5）TRIPS 63.1 条

- 一部の禁訴令が中国裁判文書網(ウェブサイト)上で公表されなかったことは、TRIPS 協定 63.1 条の透明性義務に違反する (7.412.b)。

3. 仲裁判断 (主要論点)

(1) 禁訴令は「一般的かつ将来的に適用される規則又は規範」に該当するか

- パネルが 5 件の禁訴令の内容及び最高人民法院・全人代による支持等を根拠として「一般的かつ将来的に適用される規則又は規範」の存在を認めたことは妥当 (4.23～4.42)。

(2) TRIPS 協定 1.1 条の解釈

- TRIPS 協定 1.1 条にいう協定の実施義務はすべての加盟国が一律に負うものであるから、個々の加盟国は、自国内で協定を実施する義務を負うだけでなく、他の加盟国による協定の実施を不当に阻害してはならない義務を負う。これに反するパネルの解釈は誤り (4.54～4.75)。

(3) TRIPS 協定 28.1 条及び 28.2 条

- 28.1 条及び 28.2 条の射程を国内における権利保護のみとしたパネル判断は誤り (4.81～4.88、4.119～4.124)。分析を完遂し、禁訴令政策は 28.1 条に違反すると判断 (4.89～4.108、4.130～4.164)。

(4) TRIPS 協定 44.1 条、41.1 条

- パネル判断を支持 (4.172～4.175、4.183～4.188、4.193～4.197)

4. 本判断の意義

- 本件は、標準必須特許 (SEP) 紛争における中国裁判所の禁訴令 (ASI) 運用を巡り、TRIPS 協定がどのように国家の司法措置を拘束しうるかを扱った初めての WTO 事案。
- 中国の禁訴令について、仲裁廷が、個別の訴訟における個別の司法判断という位置づけを超えて禁訴令という「政策」の存在を認定した上で、TRIPS 1.1 条、28.1 条、28.2 条に違反すると認定したことは、今後の各国における SEP 紛争に影響を与える可能性。
- パネルは、TRIPS 協定 1.1 条は個々の加盟国における協定の国内実施を定めたものにとらず、他の加盟国の国内実施を妨げない義務までは含まないと判断したが、仲裁廷は、個々の加盟国は、自国内での協定実施義務に加え、他の加盟国の国内実施を妨げない義務を負うと判断。仲裁廷の判断については、条文文言以上の義務を読み込んだとの批判もありうるが、1.1 条がすべての加盟国に国内実施義務を負わせていることからすれば、各加盟国は他国の実施を積極的に妨害してはならないとの義務まで読み込むことも論理的には必ずしも不合理ではなく、より包括的な解釈を示したものとも評価できる。

令和7年度パネル研究会
中国の禁訴令に関するパネル報告及び仲裁判断（WT/DS611）

2025年12月24日
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 宮岡 邦生

1. はじめに

本件は、中国の裁判所が標準必須特許（SEP: Standard Essential Patents）をめぐる紛争において発出した「禁訴令」（ASI: Anti-Suit Injunction）の運用が、欧州連合（EU）企業による他国裁判所での特許権行使を制約し、TRIPS 協定上の義務に反するかが争われた事案である。

本件では、パネル報告書の判断について、2019年より機能停止している上級委員会による審理に代えて、DSU 25条に基づく多国間暫定上訴仲裁（MPIA）の枠組みの下で仲裁が行われた。DSU 25条に基づく上訴仲裁としては、EUによるトルコへの医薬品に対する措置（DS583）におけるアドホック仲裁、コロンビアによるEU産冷凍ポテトフライに対するAD措置（DS591）におけるMPIAに続く3件目のケースとなる。

2. 事案の概要

（1）手続的経緯

2022年2月18日	協議要請
2022年12月7日	パネル設置要請
2023年1月27日	パネル設置
2023年3月28日	パネル構成が決定（パネリスト：Mr Adrian MACEY（議長）、Mr Matthew KENNEDY、Ms Beverley PEREIRA）
2023年7月4日	EU・中国が、DSU 25条に基づく仲裁（MPIA 仲裁）に係る合意をDSBに通知
2025年2月21日	パネル報告書が当事者に配布。パネルがDSU 25条仲裁のための追加作業手続（Additional Working Procedures）を採択
2025年4月1日	パネル報告書が当事国、第三国、及びMPIA 仲裁人プールに回付（WT/DS611/11）
2025年4月22日	EUがDSBにDSU 25条仲裁（MPIA 上訴）を通知
2025年4月28日	中国によるその他上訴通知
2025年5月2日	仲裁廷の構成が決定（仲裁人：Penelope Ridings（議長）、Claudia Orozco、Mateo Diego-Fernández Andrade）
2025年7月21日	仲裁判断が加盟国に配布
2025年8月20日	中国がDSBに履行意思を通知

（2）事実関係——中国の禁訴令政策

禁訴令は、当事者間で複数法域で並行して訴訟が行われている場合に、審理重複の防止を図る目的で発出される裁判所の命令をいう。もともと、英国や米国の裁判実務で発達した運

用であるが、近時、中国において、標準必須特許（SEP）をめぐる紛争の文脈で裁判所が禁訴令を発出し、外国における訴訟の開始・継続・判決の執行を禁止する例が相次いでいた。

SEP とは、4G、5G、Bluetooth などの国際標準規格を実施するうえで不可欠な特許をいう。ひとつの標準規格には膨大な数の SEP が含まれるため、標準に対応した製品を市場に投入しようとする事業者は、当該特許が登録された各国又は各地域で、特許権者とライセンス交渉を行う必要がある。他方、実施者が不利な条件を強いられるリスクもあることから、多くの標準化機関（SSO）は、特許権者に対し、公正（Fair）、合理的（Reasonable）かつ無差別（Non-Discriminatory）な条件（FRAND 条件）でのライセンス供与を約束させる仕組みを採用している。しかし、ライセンス条件をめぐる交渉が決裂し、特許権者が侵害差止請求を行う訴訟や FRAND レートの設定を求める訴訟が複数の国で並行して進むことも少なくない。このような中、中国の裁判所が、SEP 訴訟の中で禁訴令を発出して EU など外国での特許権者の権利行使を妨げる例が相次いだところ、EU がこれを問題視して WTO 提訴したのが本事案である（以上につき、パネル報告書 2.1～2.18 参照）。

EU は、中国における禁訴令は、単なる個別の司法判断の集合にとどまらず、国家の政策として実施されているとした上で、そうした政策自体が TRIPS 協定に違反すると主張し、また、中国の裁判所が発出した 5 件の禁訴令も個別に協定に違反すると主張した。

EU によれば、中国における「国家政策としての禁訴令」の概要は以下のとおりである（以下のパラ番号はいずれもパネル報告書）。

中国は、SEP 訴訟において、特許権者が外国裁判所で権利を行使することを禁じる禁訴令を発出する「不文の政策」を導入・維持・運用している（2.36）。この政策は、中国裁判所に対し、特許権者による外国訴訟の提起・継続・執行を禁止する権限を与え、違反した場合には民事訴訟法上許される上限額まで、日額の累積制裁金を科す仕組みを伴う（2.37）。禁訴令政策は、2020 年 8 月の Huawei v. Conversant における最高人民法院（SPC）決定で初めて示され、4 件の下級審判決がこれに続いた（2.38）。このほかにも、禁訴令政策を構成・運用する手段として、SPC による禁訴令事案の「典型案例」指定や地方高裁の同種公表事例、全人代（NPC）常務委員会への報告・意見など多数の文書・行為が存在し、これらが相互に作用し合っている（2.39）。

EU が問題視した 5 件の個別の禁訴令の概要は次のとおりである（2.41～2.155）。

日付	事件名	中国裁判所	外国訴訟	禁訴令の内容	違反の制裁金
2020.8.20	Huawei v. Conversant	最高人民法院 (SPC)	独デュッセルドルフ地裁	独差止判決の執行を中国 FRAND 控訴審終結まで禁止	日額 100 万元
2020.9.23	Xiaomi v. InterDigital	武漢中級人民法院	印デリー地裁	インド差止申立て撤回・停止＋他国での新規差止申立て禁止	日額 100 万元
2020.9.29	ZTE v. Conversant	深圳中級人民法院	Conversant／独デュッセルドルフ地裁	独差止判決の執行を禁止	日額 60 万元
2020.10.16	OPPO v.	深圳中級人民	日東京地裁・	他国での新規訴訟・	日額 100 万元

	Sharp	法院	独ミュンヘン・独マンハイム等	差止等の提起を禁止	
2020.12.25	Samsung v. Ericsson	武漢中級人民法院	米テキサス東部連邦地裁	世界各国での差止・差止執行・反禁訴令申立て等を禁止	具体額記載なし（民訴法による後決定）

3. パネル判断

パネル段階では、主に以下の論点が争われた（7.1）。

- ① 禁訴令政策は「一般的かつ将来的に適用される規則又は規範」に該当するか
- ② TRIPS 協定 1.1 条の解釈
- ③ TRIPS 協定 28.1 条（特許権者の排他的権利）との関係
- ④ TRIPS 協定 28.2 条（ライセンス契約締結権）との関係
- ⑤ TRIPS 協定 44.1 条（司法当局による差止命令）との関係
- ⑥ TRIPS 協定 41.1 条（効果的な救済措置）との整合性
- ⑦ TRIPS 協定 63 条（透明性義務）との関係
- ⑧ 中国の WTO 加盟議定書との関係

（1）禁訴令政策は「一般的かつ将来的に適用される規則又は規範」に該当するか

EU は、禁訴令政策は「一般的かつ将来的に適用される不文の規則又は規範 (rule or norm)」に該当すると主張し、中国はそのような政策は存在しないと主張する（7.190～7.191）。

WTO DS で争われる措置の性質決定に際しては、DSU は「規則又は規範 (rule or norm)」と「継続的な行為 (ongoing conduct)」を厳密に区別していない。先例 (*Argentina – Import Measures* 上級委報告書等) が指摘するように、これらの概念は有用な分析ツールとはなるものの、これらの形式に機械的に当てはめる必要はなく、申し立てられた具体的内容に即して判断すべきである（7.192～7.193）。禁訴令政策が規範性を有するかは、中国の法体系の一部として機能し、裁判所が SEP 紛争における禁訴令申立ての判断基準・期待可能性を形成しているか、また不特定多数の経済主体に一般的に適用され、将来も継続する蓋然性があるか等により判断される（7.194）。

EU が提出した証拠は、民事訴訟法や SPC 規則による権限付与、5 件の禁訴令の「典型事例」としての指定、SPC 及び NPC 常務委員会による承認を示しており、禁訴令政策が単なる複数事例の反復を超える「政策」として存在することを裏付ける（7.195～7.197）。典型事例指定が事後である点や *Lenovo v. Nokia* において禁訴令が発出されなかったことは、裁判所が権限を持つが義務ではないことを示すのみで、政策の存在を否定する根拠とはならない（7.198～7.203）。

以上より、禁訴令政策は規範的属性を備え、中国の裁判所と当事者に禁訴令の利用可能性への期待を生じさせ、不特定多数に一般的・将来適用される「規則又は規範 (rule or norm)」に該当すると結論づけられる（7.204～7.205）。EU は禁訴令政策の存在を立証したと認めら

れる (7.206)。

(2) TRIPS 協定 1.1 条の解釈

EU は、1.1 条第 1 文の「実施する (give effect)」義務は国内実施義務にとどまらず、他加盟国領域における知的財産権の保護・執行を害し、又は他国裁判所による差止命令の発出を妨げる措置を採用・適用してはならないという広範な自制義務を含むと主張する。一方中国は、同条は自国の国内法体系において TRIPS 協定の最低基準を実施する義務を確認するにすぎず、域外的な権利行使や外国裁判所の権限、国際私法上の問題を規律するものではないと主張する (7.209~7.210)。

1.1 条第 1 文の「実施する (give effect)」とは、TRIPS 協定の規定を国内で実施し、実効化することを意味すると解され、この通常の意味は仏文及び西文の協定文言からも裏付けられる (7.213)。同条第 2 文及び第 3 文は文脈として、第 1 文の義務が国内実施義務であることを示しつつ、加盟国が最低基準を超える保護を採用する自由や、実施方法を自国の法制度・実務に委ねる柔軟性を認めている (7.214~7.215)。

TRIPS 協定の実体規定は、知的財産権を私的権利として位置付け、その利用可能性・範囲・執行について最低基準を定めるものであり、1.1 条第 1 文は、これらの最低基準を国内法秩序において確保すべきことを明確化する役割を果たす (7.216~7.217)。この国内実施義務は、消極的な不整合回避義務にとどまらず、必要に応じて法令の制定・改正といった積極的措置を採ることを含み、WTO 協定 16 条 4 項の一般的整合性義務よりも踏み込んだ性格を有する (7.218)。TRIPS 協定 67 条が、国内法整備を支援する技術・資金協力を予定している点も、1.1 条第 1 文が国内法実施を想定することを裏付けている (7.219)。さらに、パリ条約 25 条 2 項及びベルヌ条約 36 条 2 項が「効力を与える」という同一の表現で国内実施義務を定めていることから、TRIPS 協定 1.1 条第 1 文も同様の意味内容を有すると理解される (7.220)。前文第 2 項が最低限の保護及び効果的な執行手段の確保を目的としている点も、この解釈を支持する (7.221~7.222)。

他方、TRIPS 協定の目的を害する措置や他加盟国の実施努力を妨げない義務といった追加的義務を 1.1 条第 1 文から導くことは、文言・文脈・目的のいずれからも根拠を欠く (7.223~7.224)。国際法上の善意原則 (pacta sunt servanda) は条約履行一般に妥当するが、それ自体が条文の通常の意味を超える義務を創設する解釈原理となるわけではない (7.226~7.228)。

結局のところ、1.1 条第 1 文は、加盟国に対し自国の国内法体系において協定規定を実施する義務を課すにとどまり、他加盟国の実施や域外的効果に関する独立の追加義務は含まれない。EU の主張は採用できない (7.229~7.231)。

(3) TRIPS 協定 28.1 条 (特許権者の排他的権利) との関係

1.1 条第 1 文は、加盟国に対し、同協定の規定を自国の国内法体系において実施する義務

のみを課すと解され、協定の目的や他国実施に関する追加義務は含まれない（7.238）。

28 条は特許により付与される独占的権利を定めており、28.1 条の権利はパリ条約 4bis（TRIPS 協定 2.1 条により同協定の一部をなす）に基づき付与国の領域内に限られる（7.239～7.240）。したがって、1.1 条と 28.1 条を併せ読んでも、他国で付与された特許を他国領域で行使できることを確保する義務は導かれない（7.240）。EU の主張は、中国国内特許の権利付与が 28.1 条に適合しないというのではなく、他国特許の外国領域での執行の可否に関するが、これは TRIPS 協定第 III 部にいう「執行」の領域に属する問題である（7.241～7.242）。

以上により、禁訴令政策が 28.1 条（単独又は 1.1 条併読）に違反するとは認められない（7.242）。

（4）TRIPS 協定 28.2 条（ライセンス契約締結権）との関係

1.1 条第 1 文は、加盟国に自国の国内法体系において TRIPS 協定の規定を実施する義務を課し（7.247）、28.2 条は特許権者に「譲渡・相続による移転」及び「ライセンス契約締結」の権利を保障するところ、両条を併せ読むと、国内法制度においてこれらの権利が確保されていれば足りると解される（7.247）。

EU は、中国の禁訴令政策が外国特許のライセンス交渉を阻害すると主張するが、1.1 条第 1 文は他国特許の外国領域での行使を保護する追加的な義務を含まないから、EU の主張は認められない（7.248）。EU は、中国で付与された特許のライセンス契約自体が締結できないとは主張せず、禁訴令が FRAND 交渉力に影響する点を問題にするところ、28.2 条は交渉力や FRAND 条件の具体的内容を規律するものではない（7.249）。禁訴令は訴訟中の暫定措置にすぎず、特許権者のライセンス締結権を否定するものではなく、実際に本件 5 事件はいずれも最終的に和解によりライセンス契約が成立している（7.250～7.251）。

以上から、禁訴令政策が TRIPS 協定 1.1 条及び 28.2 条に違反するとの EU の主張は認められない（7.252）。

（5）TRIPS 協定 44.1 条（司法当局による差止命令）との関係

EU は、1.1 条第 1 文と 44.1 条を併せ読むと、加盟国は他国裁判所による差止命令の発出を妨げる措置を採ってはならないと主張する。しかし、1.1 条第 1 文にはそのような追加義務は含まれないため理由がない（7.260～7.261）。もっとも、EU の主張が「知的財産権の執行」を扱う TRIPS 協定第 III 部に基づき提起された点は妥当である（7.261）。

なお、EU は「中国国内での差止命令の提供能力」そのものを争っているわけではないため、44.1 条に基づく追加審理は不要である（7.262）。

（6）TRIPS 協定 41.1 条（効果的な救済措置）との整合性

禁訴令政策は、中国裁判所が SEP 訴訟の中で禁訴令を発出する権限を有するものであり、

その禁止内容には外国での差止判決の執行申立てや侵害救済の追求を妨げる措置が含まれる (7.281)。EU は、こうした政策が 41.1 条の「執行手続」に該当し、その運用は 41.1 条第 2 文に反すると主張し、これに対し中国は、禁訴令は実施者が申し立てるものであり、侵害救済を対象とするものでないため「執行手続」には該当しないと反論する (7.282)。

41.1 条にいう「執行手続」は TRIPS 協定第 III 部に基づく手続を指し、その本質は権利者が侵害を差し止め、救済を求めることを可能にするものである (7.283～7.301)。第 III 部に列挙された手続はいずれも、権利者が申立て、侵害者が被告となる構造を前提としており、権利者が被告となる手続は予定されていない (7.286～7.299)。また、第 III 部以外の手続については、「侵害に対する措置」ではないことから 41.1 条の対象外である (7.300)。

これらを前提にすると、禁訴令政策は実施者が申立人であり、目的も侵害救済ではなく権利者による外国訴訟の制限にあることから、第 III 部が定める「執行手続」には該当しないと評価される (7.302～7.307)。以上から、41.1 条第 2 文の適用要件を満たさず、同条に基づく EU の主張は審理対象とならない (7.308～7.309)。

(7) TRIPS 協定 63 条 (透明性義務) との関係

ア 中国は「一般に適用される最終的な司法決定」の公表義務に違反したか (63.1 条)

EU は、中国裁判所による ZTE・Xiaomi・OPPO 各事件の禁訴令決定と Xiaomi 再考決定は、63.1 条にいう「一般に適用される最終的な司法上の決定 (final judicial decisions . . . of general application)」に該当するとして、同条が定める公表義務違反を主張する (7.345)。

63.1 条の「最終の司法決定」とは、本案判決に限られず、当該問題について不服申立ての途が尽きた手続上の決定も含まれると解される。この意味で、いずれの禁訴令決定も最終の司法決定と認められる (7.368～7.377)。一方、「一般に適用される」とは、将来の類似事案に適用され得る原則・基準を示す決定を意味するところ、ZTE・OPPO の決定は既存解釈の単なる適用にとどまるため「一般に適用される」とはいえない一方、Xiaomi 禁訴令決定と再考決定は、全世界にまたがる禁訴令と累積日額制裁金を認める新たな解釈を提示し、後続事件の参照事例とされる一般適用性を有する (7.379～7.394)。

以上を前提に、Xiaomi 決定は、特許権の行使及びライセンス契約という TRIPS 協定の対象事項に関わるにもかかわらず、中国裁判文書網 (China Judgments Online) に掲載されず、政府及び権利者が容易にアクセスし得る態様で公表されていないことから、63.1 条に違反する (7.395～7.413)。

イ 中国は情報提供義務に違反したか（63.3 条第 1 文）

63.3 条第 1 文違反を示すには、①EU が 63.1 条の対象となる情報を中国に文書で要請したが、②中国がその情報を提供する用意を欠いたことを示す必要がある（7.422）。EU は 2021 年 7 月に情報要請を行い、中国も回答したが、争点は「回答しなかった部分が 63.1 条にいう情報に当たるか」である（7.423）。

63.1 条が対象とするのは、法令・一般適用の最終司法判断・行政裁定など知的財産権の利用可能性・範囲・取得・執行等に関わる措置に関する情報である。63.3 条第 1 文はそれらの性質や位置付けに関する基本情報を求めることを認めるが、詳細な説明や法的理由付けまでは含まない（7.424～7.428）。

EU 要請のうち、質問 V（SPC 行為保全規定の性質）は 63.1 条にいう情報の範囲に属する一方、質問 VI～VIII は法令適用の説明や司法判断の理由付けを求めるもので対象外である（7.430～7.450）。さらに 63.3 条第 1 文の「prepared to supply」は通常の状態を提供する意思・準備を要する義務と解されるところ（7.451～7.453）、中国が質問 V に回答を拒否したことは同義務の違反となる（7.454～7.456）。

ウ 中国は特定の司法判断にアクセスさせる義務を負っていたか（63.3 条第 2 文）

EU は、中国が文書で要請されたにもかかわらず、TRIPS 協定上の権利に影響すると考えられる知的財産権分野の特定の司法決定へのアクセスを提供しなかった点で、63.3 条第 2 文に違反すると主張するが（7.457）、パネル付託事項の範囲外であり判断しない（7.470）。

（8）中国の WTO 加盟議定書との関係

中国加入議定書 2(A)(2)は、中国が、知的所有権の貿易関連の側面（TRIPS）に関係する中央政府のすべての法律、規則その他の措置及び下位国家レベルにおいて制定又は適用される地方規則、規則その他の措置を「一律、公平かつ合理的な方法で（in a uniform, impartial and reasonable manner）」適用し及び運用すべきことを定める。

まず「一律」の適用義務は、同種の事案に対し関連法令等を一貫して適用することを求めるが、事案が異なれば結論に一定の差異が出ることは許容される（7.491～7.495）。EU は、①禁訴令が本来権利者保護を目的とする行為保全枠組みの趣旨に反して実施され予見不能である点、②禁訴令が SEP 訴訟に限って発動されている、③累積日額罰金が 4 件の禁訴令にのみ用いられている点から非一律的適用を主張する（7.490、7.496～7.498、7.503、7.508）。

しかし①については、一律性の審査は、制度の目的や当初想定との齟齬ではなく、類似事

案間での適用の一貫性に着目すべきであり、裁判所が新たな事案に応じて既存法令を発展的に適用すること自体は一律性義務に反しない(7.493, 7.498~7.501)。②に関し、EUは、SEP訴訟以外の知財訴訟で禁訴令が出ていないことを根拠に非一律性を主張するが、SEP訴訟以外ではそもそも禁訴令の申立てがなされておらず、比較対象となる「類似の状況」が示されていない(7.503~7.507)。③の累積日額罰金について、SPC及び武漢中級法院は民訴法及びその解釈184条に基づき「毎日の不履行が新たな違反行為に当たる」と理由づけており、条文を無視したとのEUの事実認定は採用できない(7.509~7.515)。さらに、禁訴令違反と、単なる侵害差止命令違反とは、並行訴訟や国際的紛争構造等を踏まえた違反結果の重大性が異なり、EUはこれらが真に比較可能な事案であることを示していない(7.516~7.521)。

次に、「公平な」適用・運用とは、関連法令等を公平かつ無偏見に適用することを意味し、単に一方当事者に不利益な結果が生じたか否かで判断されるものではない(7.524~7.526)。EUは、禁訴令が知的財産権者ではなく実施者の申立てに基づいて発出され、かつ実施者に有利な結果のみを生じさせている点から、中国裁判所の適用は不偏不党性を欠くと主張する(7.527)。しかし、法令が当初想定されていなかった新たな事実関係に適用されたとしても、それ自体は偏向や不公正を示すものではなく、不偏不党性の判断基準とはならない(7.528)。また、禁訴令は当事者の申立てに基づいてのみ発出される措置であり、権利者から申立てが行われていない以上、実施者に有利な判断が続いた事実をもって裁判所の偏向を推認することはできない(7.529)。さらに、同一裁判所が別件において実施者の禁訴令申立てを却下した事例も存在し、少数事例の結果のみから体系的な偏向を認定することはできない(7.530~7.531)。

最後に「合理的な」適用・運用とは、公平性、適合性、比例性及び合理性を基準として、具体的事実関係に即して評価されるべきものであり、適用結果の予見可能性と同一視されるものではない(7.535~7.537)。EUは、禁訴令の法的根拠や実施者による申立て、累積日額罰金の適用が予見不能であるとして合理性を欠くと主張したが、既存の法的枠組みを新たな事実関係に適用すること自体は不合理性を示すものではなく、当該適用が不公平・不適切・不均衡・非合理であることが示される必要がある(7.541~7.545)。また、行為保全申立てにおける担保額と禁訴令違反時の制裁金額は性質・目的を異にし、前者は適法な命令遵守による損失補填、後者は命令履行を確保するための制裁であるため、両者を比較して比例性を判断することは相当でない(7.550~7.557)。さらに、制裁金がSEP権利者の利益に重大なリスクをもたらすと主張は、合理性要件が「当事者利益へのリスク」を直接保護するとの前提に立つものであり、その前提自体が採用されない以上、合理性違反を基礎付けるものではない(7.559~7.562)。

4. 仲裁判断の概要

上訴仲裁手続(MPIA)では、パネル判断のうち以下の論点が争われた(4.1)。

(EUによる上訴)

- ① TRIPS 協定 1.1 条第 1 文は、国内実施義務にとどまらず、他加盟国領域における知的財産権の保護・執行を害する措置を控える義務を含むか
- ② TRIPS 協定 1.1 条を 28.1 条、28.2 条及び 44.1 条と併せて解釈した場合に、これらの規定は加盟国の国内における実施義務に加え、外国における特許権者の独占的権利、ライセンス契約締結権、差止救済等を妨げない義務を含むといえるか
- ③ TRIPS 協定 41.1 条第 2 文の解釈・適用につき、同条が想定する「執行手続」は権利者による侵害への対抗手続に限定されるか、禁訴令政策にも及ぶか
- ④ 上記各条文解釈を修正した場合に、仲裁廷が分析を完遂し、禁訴令政策及び 5 件の個別禁訴令について中国の義務違反を認定できるか

(中国による上訴)

- ⑤ 「不文の措置」としての禁訴令政策の存在を認めたパネルの判断は DSU3.3 条、7.1 条、19.1 条に照らして妥当か
- ⑥ *Xiaomi v. InterDigital* の禁訴令決定及び再考決定が、TRIPS 協定 63.1 条にいう「最終の司法決定であって一般に適用されるもの」に該当するとのパネル判断は妥当か

(1) 不文の措置としての禁訴政策 (DSU 3.2 条) (上記⑤)

パネルは、禁訴令政策が一般的かつ将来的に適用される不文の措置として存在するといえるためには、①中国への帰属性、②措置の正確な内容、③一般的・将来適用的性質という 3 要素を検討すべきとの法的枠組みを設定した (4.18~4.21)。その上でパネルは、複数の禁訴令判断の時間的・内容的共通性、典型事例指定や司法・行政機関による推奨、及び NPC 常務委員会による支持を総合評価し、禁訴令政策が個々の司法判断の単なる集積を超え、共通の目的の下で機能する単一の政策として存在すると認定した (4.24~4.30)。また、不特定多数の経済主体に影響を及ぼし、将来も適用される高度の蓋然性を有することから、一般的・将来的に適用される規則又は規範に該当すると判断した (4.25~4.26、4.31~4.32)。

中国は、不文の措置が WTO DS の対象となるためには、成文法や個別司法判断とは運用上区別可能な独立の規範的内容を有することが必要であり、パネルはその点を誤ったと主張する (4.22、4.34)。しかし、DSU 上の「措置」は明文の措置に限定されず、加盟国に帰属する行為や不作為は、不文の形態であっても争訟対象となり得る (4.19~4.20)。不文の措置の存在を立証するために必要な要素や証拠の内容は、申立人が当該措置をどのような性質のものとして構成しているかに応じて判断されるべきであり、「独立した規範的内容」を一般的要件として別途要求する根拠はない (4.36~4.39)。本件では、EU が禁訴令政策を、司法判断、政策文書、典型事例指定及び立法機関の支持が相互に作用して形成される複合的な政策として主張しており、パネルが全体としての規範的效果を総合的に評価した手法は、この主張構成に即したものであると認められる (4.28~4.33)。

以上から、禁訴令政策が一般的・将来適用的な不文の措置として存在するとしたパネルの

認定は、適用すべき法的基準を誤ったものではなく、これを維持する（4.27、4.42）。

（2）TRIPS 協定 1.1 条の解釈（上記①）

1.1 条第 1 文の「実施する（give effect）」とは、協定の規定を国内法として一度制定しさえすれば足りるという意味ではなく、協定の内容を継続的に実効化し、実際に機能させる積極的義務を意味する（4.54～4.56）。同条第 2 文及び第 3 文は、加盟国に対し、最低基準を超える保護を採用する自由や、国内法制度・実務に応じて実施方法を選択する裁量を認めているが、これらはいずれも 1.1 条第 1 文に基づく実効化義務の存在を前提としている（4.57～4.58）。

TRIPS 協定は、各加盟国が自国領域内において知的財産権の有効かつ十分な保護及び執行を行う国内制度を構築することを核心とし、私的権利としての知的財産権について最低基準を設定する仕組みを採用している（4.59～4.61）。これらの国内制度は孤立して存在するものではなく、情報提供義務や協力義務（63.3 条、69 条等）を通じて相互に関連し、貿易関連の知的財産権が国際取引を歪める要因とならないよう調整されている（4.60～4.61）。また、前文第 1 項及び第 2 項は、知的財産権の保護・執行が国際貿易の障害とならない形で行われるべきこと、また最低限の共通基準を各加盟国に確保させることを目的としている点を明示している（4.62～4.65）。さらに 7 条は、知的財産権の保護及び執行が技術革新や技術移転を促進し、権利と義務の均衡を確保することを求めており、この趣旨は 1.1 条第 1 文の解釈の際の重要な指針となる（4.66～4.69）。

以上を総合すると、1.1 条第 1 文は単一の義務、すなわち各加盟国が自国領域内で TRIPS 協定を実効化する義務を定めるものであるが、その当然の帰結として、他加盟国が自国領域内で構築した知的財産権の保護・執行制度の機能を妨げ、又は空洞化させる行為を行ってはならないとの要請を内包すると解される（4.70～4.74）。TRIPS 協定が国際私法や超国家的な権利執行制度を創設するものではないとしても、他国の制度の実効性を阻害する措置が許容されれば、協定が定める最低基準そのものが無意味となる（4.72～4.73）。この点を考慮せず、1.1 条第 1 文の解釈において各加盟国の国内実施のみに関心を向け、他加盟国の実施や制度運用への影響は一切考慮する必要がないと解したパネルの判断は、TRIPS 協定の構造及び目的を十分に反映しておらず、誤りである（4.73～4.75）。

（3）TRIPS 協定 1.1 条・28.1 条の解釈（上記②）

28.1 条は、特許権者に対し、無断での製造、使用、販売、輸入等を排除する独占的権利を付与するが、当該権利が付与国の領域内に限定される点自体は争いが無い（4.81～4.83）。もっとも、1.1 条第 1 文の「実施する（give effect）」義務は、各加盟国が自国制度内で権利を付与するにとどまらず、他加盟国が 28.1 条を実施して付与した独占的権利の行使を妨げてはならないという帰結を伴うと整理される（4.84）。したがって、28.1 条と 1.1 条第 1 文を併せて読むと、加盟国は、他加盟国により付与された特許権に基づき、特許権者が第三者によ

る無断実施行為を排除する能力を実質的に阻害する措置を採ってはならないと解される(4.85～4.86)。

この理解に反し、義務が各国の国内制度内での権利付与に限定されるとしたパネル判断は誤りである(4.86～4.87)。

以上の解釈を踏まえて禁訴令政策の1.1条・28.1条整合性を改めて検討すると、同政策は、実施者の申立てに基づき、中国裁判所が世界的な禁訴令を発出し、外国裁判所での特許侵害訴訟の提起・継続・執行を禁止し、かつ高額な累積日額制裁金によって履行を強制する枠組みであると認められる(4.89～4.92、4.101～4.104)。特許権者はFRAND条件の約束により権利行使が一定程度制約されるものの、侵害訴訟を通じて28.1条の独占的権利を行使する余地はなお保持されているところ、禁訴令政策は他の加盟国での当該権利の行使を実質的に封殺する効果を有すると評価される(4.95～4.106)。

以上から、禁訴令政策は、他加盟国が28.1条に基づき付与した特許権の行使を妨げるものであり、28.1条を1.1条第1文と併せて読んだ場合に不整合と認められる(4.107～4.109)。

(4) TRIPS 協定 1.1 条・28.2 条の解釈 (上記②)

28.2条は、特許権者に対し特許の譲渡・承継及びライセンス契約を締結する権利を付与する(4.117)。この権利を1.1条第1文の「実施する(give effect)」義務と併せて解釈すると、各加盟国は自国内で当該権利を形式的に認めるだけでなく、その実質的行使を妨げない形で実効化する義務を負い(4.119～4.123)、これに反するパネルの1.1条・28.2条の解釈は誤りである(4.129)。

以上の解釈を踏まえて禁訴令政策の1.1条・28.2条整合性を改めて検討すると、SEP分野では、権利者はFRAND約束によりライセンスを条件付きで提供するため、ライセンス契約締結権の行使は善意のFRAND交渉が行われる環境に依存する(4.137～4.146)。そのため、単に契約が締結された事実のみならず、当該契約が権利者の権利を実質的に行使した結果であるかが評価対象となる(4.126～4.129)。

中国の禁訴令政策は、実施者の申立てを契機として、特許権者が他国で侵害訴訟や差止手続を提起・継続・執行することを禁止し、高額な累積日額制裁金で遵守を確保する仕組みである(4.131～4.104)。この仕組みにより、実施者は侵害訴訟リスクを実質的に排除して交渉力を高め、権利者はFRAND約束に基づく交渉から実効的に離脱できない立場に置かれるため、交渉の均衡が崩れる(4.151～4.156)。さらに、禁訴令が発出される際に、FRAND交渉の状況や、特許権者がライセンス契約締結権を実質的に行使できているかの審査が行われるわけでもない(4.147～4.148)。その結果、禁訴令の利用はライセンス交渉の重要なインセンティブを消失させ、権利者が本来得られるべき対価を確保する機会を損なう可能性がある(4.156～4.161)。

以上に照らし、28.2条と1.1条第1文を併せて読んだ場合、禁訴令は、特許権者のライセンス契約を締結する権利の実質的行使を妨げるものとして協定不整合である(4.164～

4.166)。

(5) TRIPS 協定 1.1 条・44.1 条の解釈 (上記②)

1.1 条第 1 文の「実施する (give effect)」義務は、各加盟国が自国領域内で協定規定を実効化すると同時に、他加盟国が自国領域内で構築した知的財産権の保護・執行制度の機能を妨げないことを含意する (4.172)。この理解を 44.1 条に適用すると、加盟国は、他加盟国が自国の司法当局に侵害差止命令を発出する権限を付与する義務の履行を阻害してはならないと解される (4.173)。

しかし、44.1 条が定めるのは、加盟国の司法当局が侵害行為の差止を命じる権限を有することである (4.173)。中国の禁訴令政策や個別禁訴令は、他加盟国の司法当局が侵害差止を命じる法的権限それ自体を制限又は変更するものではない (4.174)。したがって、禁訴令政策が 44.1 条を 1.1 条第 1 文と併せて解釈した場合に不整合であるとの EU の主張は理由がない (4.175～4.176)。

(6) TRIPS 協定 41.1 条の解釈・適用 (上記③)

ア 41.1 条の解釈

41.1 条第 1 文の「執行手続 (enforcement procedures)」は、知的財産権侵害に対し、侵害の防止・抑止・是正を可能にするために加盟国が用意すべき手続を指し、第 2 文の適用範囲もこの定義に拘束される (4.183～4.184)。同条の文言、文脈及び第 III 部の体系に照らし、第 III 部に規定された「執行手続」とは、TRIPS 協定に基づいて付与された知的財産権について、権利者 (又は政府) がその侵害を停止、防止、抑止、又は是正するための手続であるとの点について、パネルの判断に同意する (7.187～7.188)。

イ 41.1 条の適用

特許分野において「侵害」が問題となるのは、28.1 条が付与する、第三者による製造、使用、販売、輸入等を排除する排他的権利に限られる (4.189)。パネルは、中国における SEP 訴訟が実施者によって提起され、FRAND 条件の確定という契約上の問題を対象とするものであり、禁訴令の発出は侵害行為そのものに向けられた措置ではないことから、禁訴令政策は 41.1 条の「執行手続」に該当しないと判断した (4.190)。この点については、禁訴令が侵害の停止や是正を目的とするものではなく、むしろ特許の利用継続を可能にする方向で機能する以上、侵害に対抗する手続とはいえないとのパネル判断に同意する (4.190～4.191)。

EU は、禁訴令が侵害差止の可否に影響を及ぼす以上、執行手続に含まれると主張するが、ある手続が侵害に「関連」するかどうかと、侵害を防止・是正することを目的とする執行手

続であるかどうかは別の問題である（4.192～4.193）。41.1 条は、第 III 部に規定された侵害への対抗手続の枠組みを画する規定であり、契約紛争に付随して侵害訴訟の帰趨に影響を与える措置まで射程に含めることはできない（4.193～4.194）。

パネルが解釈段階で「誰が手続を提起するか」を過度に重視した点には必ずしも同意できないが、禁訴令政策が 41.1 条第 1 文の執行手続に該当せず、同条第 2 文の適用対象とならないとの結論自体は維持する（4.195～4.196）。

（7）個別の禁訴令について（上記④）

EU は、仲裁廷が 1.1 条と 28.1 条・28.2 条・44.1 条、又は 41.1 条に関するパネルの解釈を破棄する場合には、5 件の個別の禁訴令についても、適用違反（as applied）として分析を完遂するよう求める（4.198）。

仲裁廷は、41.1 条及び 44.1 条についてパネルの結論を維持したため、これらの条文との関係で個別禁訴令に関する分析を完遂する必要はない（4.202）。28.1 条及び 28.2 条についてはパネルの解釈を覆し、禁訴令政策自体が協定違反であると判断したが、5 件の個別禁訴令はいずれも既に失効しており、追加的な判断は当事者間の紛争を実効的に解決する上で必要ではないから、個別措置に関する分析の完遂は行わない（4.203）。

（8）TRIPS 協定 63.1 条の解釈・適用（上記⑥）

ア 63.1 条の解釈

中国は、63.1 条の「一般に適用される（of general application）」の解釈につき、パネルが既存法を新たな事実関係に適用する司法判断まで含めて捉えた点は、同条の解釈を誤ったと主張する（4.204～4.205）。

司法判断は通常は当事者間で効力を有するにとどまるが、その内容が当事者を超えて法運用上の指針となり得る場合には、透明性確保の観点から 63.1 条の対象となり得る（4.210～4.216）。特に、新たな事実関係において既存規定の適用可能性を明確化し、法的評価において「新たな地平を開く（breaks new ground）」判断は、原則又は基準の修正に該当し得るとのパネルの考えに同意する（4.216）。また、一般的適用性を拘束的先例に限定すべきとの中国の主張は、判例拘束力の有無が加盟国ごとに異なる以上、63.1 条の透明性義務の範囲を国内法制に委ねる結果となり、同条の目的に反し採用しない（4.219～4.222）。以上から、パネルによる 63.1 条の解釈に誤りはない（4.223）。

イ 63.1 条の適用

中国は、Xiaomi v. InterDigital 事件の禁訴令判断は、Huawei v. Conversant 事件で示された

法的枠組みを具体化したにすぎず、新たな原則又は基準を確立したとはいえないとして、パネルによる 63.1 条の適用は誤りであると主張する (4.224~4.225)。

パネルは、Xiaomi 事件の禁訴令が、全世界向けの効力を有する禁訴令を初めて明示的に認め、従前判決では示されていなかった SPC 司法解釈規定を根拠として援用した点に着目し、既存法の単なる適用を超える新たな解釈又は明確化が示されたと判断した (4.226)。この点につき、世界的効力を有する禁訴令を発出できるかどうかは、中国の成文法や従前の裁判実務から当然に導かれる結論ではない。したがって、そのような禁訴令を認めた当該判断は、新たな法運用を示すものといえる (4.227~4.228)。また、中国は、当該判断が他裁判所を拘束する権威性を欠くと主張するが、63.1 条は形式的拘束力ではなく、将来事案における参照可能性を基準として一般的適用性を判断すべきである (4.229~4.232)。中国が非コモンロー国であるとしても、典型事例の指定や高等裁判所報告書における評価は、将来事案における参照可能性を示す重要な要素であり、パネルがこれを考慮した点は合理的である (4.233)。

以上から、Xiaomi 事件の判断を 63.1 条上「一般に適用される司法判断」と認定したパネルの判断に誤りはない (4.234)。

5. 解説

(1) 本事案の意義

本事案 (DS611) は、標準必須特許 (SEP) 紛争における中国裁判所の禁訴令の運用をめぐり、TRIPS 協定がどのように国家の司法措置を拘束しうるかを正面から扱った初めての WTO 事案である。

通信規格等の国際的な標準を用いた製品の開発・生産・販売はグローバルに行われ、特許権も各国ごとに成立するため、SEP をめぐっては、同一当事者間で複数法域において権利侵害や FRAND 条件に関する訴訟が並行して提起されることが少なくない。その結果、どの国の裁判所が先に判断を示すか、あるいはどの裁判所の判断が実質的な影響力を持つかをめぐってフォーラム争いが生じやすい構造にある。禁訴令 (anti-suit injunction) は、こうした国際的な紛争の文脈で、ある国の裁判所が、当事者に対して他国での訴訟提起や訴訟追行を差し止めることにより、並行訴訟を制御しようとする手法であり、近年はこれに対抗する反・禁訴令 (anti-anti-suit injunction) が発出されるなど、異なる国の裁判所間で緊張関係が顕在化してきた。

特に中国では、2020 年 8 月の Huawei v. Conversant 事件における最高人民法院 (SPC) 決定を皮切りに、SEP を実施する中国企業が、特許権者から欧州などの外国で侵害訴訟を提起された場合に、中国の裁判所に提起した訴訟の中で禁訴令の申立てを行い、外国における並行訴訟の追行や差止請求を阻止しようとする例が相次いだ。これにより、外国裁判所が侵害の有無や FRAND 条件を判断する機会が制限され、実質的に中国裁判所が FRAND レートを

決定する専属管轄を有するに等しい結果が生じるのではないかとの懸念が生じた¹。こうした状況の下、EU が中国の禁訴令政策は TRIPS 協定等に違反するとして WTO 提訴に踏み切ったのが本事案である。

本件で注目すべき点は、パネル・仲裁廷ともに、個別の事案における裁判所の単発的な判断を超えて、中国において禁訴令が「不文の政策」として存在することを認定した点にある。その上で、仲裁判断は、当該政策は、他国における TRIPS 協定の効果的な実施を妨げる点で同協定に違反すると判断し、中国における禁訴令の乱発に WTO ルールの観点から歯止めをかけたことが注目される。

(2) TRIPS 協定の解釈——他の加盟国における実施を阻害しない義務を含むか

本件の中核的な争点は、TRIPS 協定 1.1 条第 1 文に定める「加盟国は、この協定を実施する (Members shall give effect to the provisions of this Agreement)」との義務をどこまで広く解するかにある。パネルが、この義務を、各加盟国が自国の領域内で協定を実施することにとどまると解したのに対し、仲裁廷は、当該義務に加えて、他の加盟国が自国領域内で構築した知的財産権の保護・執行制度の機能を、制度的に妨げないことまで含むと解釈し、一審と二審とで判断が分かれた。

たしかに、1.1 条は、他の加盟国の実施を阻害してはならないとの明示的な文言を含んでいない。パネルはこの点を重視し、1.1 条はあくまで各加盟国に対し、自国法制の内部において TRIPS 協定を実施する義務を課したものにすぎず、他国における実施への影響までは射程に含まれないと判断した。しかし仲裁廷は、1.1 条が「全ての加盟国 (each and every Member)」に協定の実施義務を課していることの論理的帰結として、同条の義務には自国内における協定の実施だけでなく、他の加盟国による実施を実質的に空洞化させる行為をしない義務も含まれるとの解釈を示した。

この解釈に対しては、協定文言にない義務を読み込んでいるのではないか、あるいは TRIPS 協定 64.2 条でモラトリアムの対象とされている非違反申立て (GATT 23 条 1(b), (c)) を事実上認めたと等しいのではないかと、との批判も考えられる。他方、仲裁廷による理由付けを仔細に見ると、①TRIPS 協定が多国間協定であることを前提としつつ、②1.1 条が「Members」すなわち WTO 全加盟国に対して、自国領域内で知的財産権の保護及び執行のための国内制度を構築するよう求めていることから見て、③各国は、自国で協定を実施しさえすれば他国の実施義務を妨害してもよいことにはならない、との結論を導いたものと理解できる。すなわち、仲裁廷は、「自国で協定を実施しさえすれば他国での実施をいくら妨害しても構わない」とのパネルの立場を突き詰めれば、すべての加盟国にそれぞれ実効的な国内実施を行わせるという 1.1 条の目的達成は困難になり、却って 1.1 条が想定する世界観と正面から矛盾するという点を重視したようにも見受けられる。その意味では、仲裁廷の判

¹ See e.g., European Commission, *WTO appeal Arbitrator finds China wrong to restrict intellectual property rights in dispute brought by EU* (22 July 2025), available at https://policy.trade.ec.europa.eu/news/wto-appeal-arbitrator-finds-china-wrong-restrict-intellectual-property-rights-dispute-brought-eu-2025-07-22_en.

断は協定文言を無視して実質論を振りかざしたものとはいえず、むしろ、パネルとの結論の分かれ目は、各加盟国の実施義務を相互に独立したバラバラの義務と捉えるか、全加盟国が等しく負い、相互に密接に関連する義務と捉えるかの違いにあるようにも見受けられる。

とはいえ、本判断をもって、各国の裁判所によるすべての禁訴令が直ちに TRIPS 協定違反になるという一般的な規範が示されたとは解すべきではなく、本判断の射程は慎重に考慮する必要がある。禁訴令には、重複訴訟の防止や矛盾判決の回避を通じて知財制度の効果的な運用を図るという正当な目的もありうるところ、1.1 条をはじめ、TRIPS 協定に禁訴令そのものを禁ずる明示的な文言があるわけではないことも考慮すると、ある国における禁訴令の運用が、他国の知財制度の実施・運用を甚だしく阻害するような場合に限って協定違反になると解すべきであろう。実際、本件で違反が認定された背景には、中国の禁訴令が有する特有の性質、すなわち、外国における訴訟について、継続中の手続のみならず将来の訴訟も含めすべての訴訟の提起・継続・執行を禁止し、かつ高額な累積日額制裁金を通じて特許権者の他国での権利行使を著しく萎縮させる点が重視された面があるように思われる（仲裁判断 4.101～4.104 参照）。

なお、本件に関連する紛争として、EU は、2025 年 1 月 20 日、中国の裁判所が SEP のグローバルライセンス条件（実施料）を当事者の同意なく決定できるとする中国法制度が TRIPS 協定 1.1 条、28.1 条、28.2 条等に違反するとして WTO 提訴しているところ（DS632）、本件の判断が当該事案にどのような影響を与えるかも注目される。

（3）不文の措置の認定基準

本件では、パネル及び仲裁廷により、個々の裁判手続における裁判所の個別の禁訴令の発令を超えて、中国において「禁訴令政策」という不文の措置が存在することが認定された。通常、裁判所の判断は個別事案ごとの事実関係に即して行われるものであり、たとえ同種の判断が複数存在しても、それだけで「国家の政策」の存在が直ちに認められるわけではない。この点で、本件の判断は例外的な意味合いを持つ。

もっとも、パネル及び仲裁廷は、単に内容の似た禁訴令が繰り返し発出されたという事実だけをもって政策性を認定したわけではない。中国は非コモンロー国であり、判例に形式的拘束力はないが、それにもかかわらず、同趣旨の禁訴令が短期間に複数の裁判所から発出され、さらに最高人民法院（SPC）や全人代（NPC）常務委員会によって肯定的に言及・評価されていた点が重視された。こうした要素を総合した結果、禁訴令は、個々の裁判官の独立した判断の単なる集積を超え、共通の政策目的の下で一体として機能していると評価できるとされたのである。なお、本件でパネル及び仲裁廷が採用した「不文の措置」の認定基準自体は、*Argentina – Import Measures* 上級委員会報告書などの先例で示されてきた枠組みを踏襲しており、今回新たな基準が創設されたわけではない。すなわち、措置が国家に帰属すること、その内容が特定可能であること、そして一般的・将来的に適用される規則又は規範としての性質を有するかを、証拠全体から総合的に判断するという方法であり、基本的には

過去の先例の枠組みの範囲内と評価できる。

もっとも、本件のパネル・仲裁廷の判断を一般化し、内容の類似する司法判断が複数続いた場合に直ちに「不文の措置」の存在が認定できると理解することは行き過ぎであろう。特に、日本のように三権分立の枠組みの下で司法権の独立を建前とし、かつコモンローでない法制度を採る国においては、個別事件における裁判官の判断が国家の政策を反映することは必ずしも前提とされていないから（日本国憲法 76 条 3 項参照）、そうした判断の集積をもって直ちに国家の政策の存在を認定することは妥当でないように思われる。この点本件は、中国では厳密な意味での司法権の独立が保障されていないことも背景とつつ、国家権力の最高機関である全人代による禁訴令のエンドースなど固有の事情が重なった結果として、不文の措置が認定された事例とも考えられ、その射程は限定的に理解する必要がある。

（４）その他

ア 仲裁判断の履行について

中国は、2025 年 9 月 26 日の DSB 会合において、①2025 年 9 月 23 日付の最高人民法院（SPC）の通達により、仮に「禁訴令政策」が存在したとしても、それは既に撤回され、今後の SEP 訴訟において中国の裁判所が禁訴令申立てを評価する際に何らの継続的効力も有しない旨を明らかにしたこと、②Xiaomi v. InterDigital 事件の判決を中国裁判文書網（China Judgments Online）に掲載し、TRIPS 協定 63.1 条に関する透明性義務に対応したことをもって、本件仲裁判断は完全に履行されたと述べている²。

ただし、禁訴令の発出には、個別事件における個々の裁判官の裁量に委ねられた部分もあることも踏まえると、上記のような通達をもって直ちに履行に完了したといえるかは必ずしも自明ではなく、今後の SEP 訴訟における禁訴令の運用の動向には引き続き注意が必要であろう。

イ 司法判断の公表の具体的方法について

TRIPS 協定 63.1 条は、一般に適用される最終的な司法上の決定は、「各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が実際的でない場合には、公に利用可能なものとする」義務を定めている。この公表義務の関係で、パネルは、Xiaomi 禁訴令決定は、下級審裁判所の公式 WeChat アカウントや報告書で公表されていたことを認めつつも（7.362）、「中国裁判文書網（China Judgments Online）」という特定のデータベースに掲載されなかったことをもって 63.1 条違反を認定した（7.395～7.413）。

² WT/DSB/M/505

上記のとおり、63.1 条は「各国政府及び権利者が知ることができるような方法」での公表義務を定めるのみで、具体的にどの媒体で公表すべきかまでは定めていない。したがって、中国裁判文書網で公表されていない場合でも、WeChat アカウント等、別の方法で入手可能であれば十分ではないかとも思われる。もっとも、パネルは、中国では最高人民法院（SPC）規則の明文により中国裁判文書網が公式の判例データベースとして指定されていることも踏まえると、下級審裁判所による公表は現地事情に通じた者でなければ認知することは難しいことを理由に上記の判断を行っており（7.410）、本件限りの事例判断という色彩が強いように思われる。